

自動車専用船荷役特殊料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

品 目		単 位	金 額		
有 姿	完 成 自 動 車	① 沿岸	1 トンにつき	47 円	
		② 船内	1 トンにつき	142 円	
		③ 一貫	1 台につき	800 円	
包 装 品	ノックダウン自動車 および自動車部品	④ 一貫	1 トンにつき	1,190 円	
				沿岸	475 円
				船内	715 円

2. 割増料金(1)

種 別	内 容	割 増 率
雨天・雪天荷役	雨天・雪天における荷役	基本料金の1割増
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
深 夜 荷 役	21時30分から04時までの間における荷役	基本料金の12割増
日曜・祝祭日荷役	日曜・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

注) 上記割増料金は品目①沿岸 ②船内 ④一貫に適用します。

割増料金(2)

種 別	内 容	割 増 料 金
半 夜 荷 役	17時30分から22時までの間における荷役	1台につき 185 円
日曜・祝祭日荷役	日曜・祝祭日における荷役	1台につき 185 円

注) 上記割増料金は品目③一貫に適用します。

3. 待機料金

(1日1時間につき)

区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	53,560円
夜 間 (16時30分から04時まで)	83,310円

注) 上記待機料金は品目①沿岸 ②船内 ④一貫 に適用します。

4. 分担金等

品 目		単 位	港湾福利分担金		労働安定基金		
有 姿	完成自動車	① 沿岸	1トンにつき	19銭	17銭		
		② 船内	1トンにつき	1円30銭	1円15銭		
		③ 一貫	1台につき	3円20銭	2円80銭		
包 装 品	ノックダウン自動車 および自動車部品	④ 一貫	1トンにつき	4円75銭		4円15銭	
				沿岸	1円90銭	沿岸	1円65銭
				船内	2円85銭	船内	2円50銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この特殊料金は苅田港における自動車専用船荷役に限り適用します。

2. 作業範囲

- (1) 完成自動車①沿岸については、荷さばき場から搬出し、接岸本船船側まで移送する作業。
- (2) 完成自動車②船内については、接岸本船船側から接岸本船内積込までの作業。

(3) 完成自動車③一貫については、

(揚荷) 接岸本船の本船内から取卸し、荷さばき場内へ移送する作業。

(積荷) 荷さばき場内から接岸本船内積込までの作業。

(4) ノックダウン自動車および自動車部品④一貫については、荷さばき場内から岸壁上に移送し、接岸本船内積込までの作業。

3. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

4. 料金の計算方

(1) 重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、容積は、1.133立方メートルをもって1トンとします。

(2) 計算トン数は、重量・容積いずれか大なる方によります。

(3) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については、

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

5. その他の料金

(1) 特殊貨物(特大品,海難貨物等)及び特殊荷役(海難船,荒天時荷役,荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。